令和８年度　事業計画

«基本方針»

近年、地域では、少子高齢化の進行や生活困窮、社会的孤立など、住民が抱える課題が多様化・複雑化しています。また、各地で大規模災害が頻発する中、見守りや支え合いなど、人と人とのつながりの大切さが改めて認識されています。社会の変化にしなやかに対応し、持続可能な地域社会の構築に向けて、これまで以上に、住民同士が互いに支え合いながら手を差し伸べるあたたかな福祉の心が求められています。

このような中、本会では、成年後見制度の普及促進や障害者相談、高齢者相談などの相談支援事業をはじめ、ボランティアセンターの運営や各種団体の育成や活動支援に取り組み、専門分野をまたぐ複合的な相談にも対応できる体制を築いています。

また、災害時には地域のボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターの運営を通じて被災者支援の最先端を担う団体として、平時から訓練や研修を重ね、関係機関と連携した支援体制の強化にも取り組んでいます。

これらの活動を通じて、支部活動やサロン活動、子ども食堂など、地域の皆さまが福祉に関わる機会を大切にしながら、住民同士の支え合いの輪を広げてまいります。

また、本会は令和８年度から５年間、指定管理者として、総合福祉センターをはじめとした福祉施設の管理運営を担うこととなりました。これまで住民やボランティア団体、福祉関係機関等とのつながりの中で培ってきた経験を生かしながら、これらの施設が活動や交流の場として多くの方に活用されるよう、引き続き適切な管理運営に努めてまいります。

さらに、さまざまな課題に柔軟に対応していくため、事務局組織の見直しを行うとともに、既存事業の見直しを図りながら、より効果的に事業を進められる体制づくりに取り組みます。

また、ホームページをリニューアルし、活動内容を分かりやすく発信することで、地域の皆さまにより身近に感じていただけるよう努めていくとともに、善意銀行制度の見直しを行い、寄付を通じてさまざまな活動や、誰もが安心して暮らせるまちづくりにつながる活動を応援する仕組みの充実を図ります。寄付をいただいた方々の思いが活動へとつながるよう、多くの方が関心を持ち、支え合いの輪が広がることを目指してまいります。

このほか、障害福祉サービス事業や相談支援事業、介護保険関連事業についても、関係機関との連携を図りながら、利用者一人ひとりに寄り添った支援の充実に努めます。

令和８年度も、皆さまとともに、人と人とのつながりを大切にした支え合いのまちづくりを進めてまいります。

≪重点項目≫

1．地域に根差した福祉活動の充実（社協支部福祉活動・地域福祉推進体制整備・ふれあいサロン活動など）
2．福祉の担い手の拡充及びボランティア活動への参加促進
3．支援を必要とする方の自立と生活を支える支援体制の充実
4．障害のある方が利用しやすい障害福祉サービス、発達支援及び相談支援体制等の充実
5．高齢者の健康と安心を支える介護予防・介護保険事業及び介護保険関連委託事業の推進
6．高齢者が住みよい環境づくり・生きがいづくりと高齢者クラブ活動支援
7．地域を基盤とした社会福祉事業の推進

≪重点事業概要≫

１．地域に根差した福祉活動の充実

【地域福祉推進事業】

市内８４自治会を社協支部に指定し、社協支部（自治会）を核として、市内全域で地域福祉活動を推進してまいります。

支部福祉活動では、社協支部長を中心に支部運営委員や民生委員・児童委員等と連携を図り、地域内の福祉施策対象者の把握や小地域ネットワークの組織化、福祉懇談会、三世代交流事業など、多世代の住民が参加し共に支えあう地域づくりを進めます。

地域福祉推進体制整備事業では、現在 3 地区で話し合いの場を設け、各地域にコーディネーターを配置し、関係機関や地域住民と共に活動しております。今後も関係機関等との連携を諮り、地域課題の解決に向けた取組を推進します。

また、住民の自発的な活動である「ふれあい・いきいきサロン」活動に対しては、『ふれあい福祉活動費』の交付や研修交流会の開催などにより支援を行います。

【社協支部活動への補助・助成】

社協支部における地域福祉活動を支援するため、次の補助金及び助成金を交付します。

【補助金等】	【財源】	【内容】
■支部補助金	社協会費	会費納入額の 30%（千円未満切り捨て）
■支部福祉活動助成金	社協会費及び 共同募金（一般募金）	基本額 4 万円と 100 円/世帯×当該年度社協会費納入世帯分を合わせた額（上限 12 万円）
■支部敬老の集い事業補助	共同募金 （一般募金）	社協支部の敬老会開催に対する定額補助 1 支部あたり　50,000 円
■支部長研修負担金	社協会費	支部長研修会の経費一部負担
■小地域ネットワーク組織啓発助成金	市委託金	啓発会議開催費として助成
■小地域ネットワーク組織活動助成金	市委託金	ネットワーク運営のため、ネット数に応じて助成
■ふれあい福祉活動費補助	市補助金及び共同募金 （歳末募金）	ふれあい・いきいきサロン等の活動に対し、・開催回数に応じた活動補助・立ち上げ補助・強化補助・活動保険補助

２．福祉の担い手の拡充及びボランティア活動への参加促進

【ボランティア活動センターの運営】

ボランティア活動センターでは、ボランティアに関する相談やニーズの受付、活動のコーディネートを行い、市民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

また、ボランティアスクールや各種講座を行い新たな福祉の担い手の養成に取り組みます。

さらに、市内の小中学校等を「福祉教育校」として児童・生徒の福祉学習を支援するとともに、ボランティアグループの活動支援やボランティア連絡協議会の運営に協力し、地域におけるボランティア活動の推進を図ります。

【ボランティア活動センター事業】

- ●ボランティアに関する相談・受付・調整及び情報提供
- ●ボランティア活動センター運営委員会の開催
- ●ボランティアグループの活動支援及びボランティア連絡協議会の運営協力
- ●ボランティアの養成
  （出前講座、ボランティアスクール、福祉体験学習サポーター養成講座など）
- ●福祉教育の推進に関する事業
- ●ボランティア情報の発信（ボランティア通信・SNS）
- ●ボランティア保険加入手続き（災害時の被災地対応含む）

３．支援を必要とする方の自立と生活を支える支援体制の充実

高齢者、障害者、低所得者など支援を必要とする方々が、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、関係機関との連携を図りながら各種支援事業を展開します。

成年後見制度の利用支援などの権利擁護に関する支援や、生活福祉資金貸付事業など生活困窮に関する支援を通じて、多様な生活課題に向き合い、個々の状況に応じた相談支援や生活支援を行い、自立した生活を支える体制の充実に努めます。

【権利擁護に関する支援】

- ●成年後見中核機関事業（市受託事業）
  成年後見制度の利用促進を図るため、地域連携ネットワークの中核機関として、成年後見制度などに関する相談対応や利用手続きの支援、広報・啓発、市民後見人の支援を行い、制度の円滑な利用を支援します。
- ●法人後見サポート事業（自主事業）
  判断能力の十分でない高齢者や障害者の権利や財産を守るため、親族がいない場合や、様々な事情により親族が後見人等になれない場合に、本会が法人として成年後見人等を受任し、本人に代わって金銭管理及び身上保護を行うことで、安心して生活が送れるように支援します。
- ●日常生活自立支援事業（県社協受託事業）
  認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方等を対象に、利用者本人との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助等の支援を行います。利用者の希望をもとに専門員が支援計画を作成し、生活支援員がサービスを提供することで、自立した生活が送れるよう支援します。

【生活困窮に関する支援】

●生活福祉資金貸付事業（本則貸付）（県社協受託事業）

低所得、障害者、高齢者の世帯に、生活の安定と経済的自立を図るため、生活資金の貸付と生活改善に向けた相談支援を行います。

●生活福祉資金貸付事業 借受人へのフォローアップ支援（特例貸付）（県社協受託事業）

新型コロナウイルス感染症の影響により特例貸付を利用した世帯を対象に、償還に関する積極的な架電・訪問などを行うプッシュ型の手法で、相談支援や必要な申請手続きの支援を行うなど、世帯の状況に応じたフォローアップ支援を行います。

●緊急時食料等提供支援事業（自主事業）

緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった生活困窮世帯に対し、生活に必要な食料等の提供支援を行います。

●小口貸付資金事業（自主事業）

緊急かつ一時的な事情により生活困窮と認められる世帯に対し、世帯の生活状況及び収入や負債などの状況を総合的に判断した上で、無利子による生活資金の貸付を行い、当面の生活を支援します。

※生活困窮に関する各種支援事業は、市の生活困窮者自立相談支援機関と連携し、経済的にお困りの世帯が抱える課題の解決に向け支援します。

４．障害のある方が利用しやすい障害福祉サービス、発達支援及び相談支援体制等の充実

障害のある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、日中活動の場の提供や発達支援、各種相談支援及び情報提供を行い、関係機関と連携しながら地域生活を支える支援体制の充実に努めます。

【日中活動支援】

●障害福祉サービス通所事業（自主事業）

障害福祉サービス通所事業所「紬」では、生活介護・就労移行支援・就労継続支援Ｂ型の３種類のサービスを提供します。利用者が安心して過ごせる日中活動の場として、創作的活動や一般就労に向けた作業訓練、多様な活動や体験の機会を提供します。

●発達支援事業（市受託事業）

発達支援事業「かなりや教室」では、市の発達支援事業「みんなのみらい支援室」の療育部門として、発達に心配のある就学前の子どもに対し、作業療法士や市の保健師と連携しながら、集団生活に向けた療育支援および保育を行い、子どもの発達の支援をしていきます。

【相談・情報提供】

●障害者基幹型相談支援センター事業（市受託事業）

地域における障害者相談支援の中核機関として、障害福祉に関する各種研修会や専門機関による相談会の開催を通じて相談支援専門員のスキルアップ支援などを行うとともに、相談支援体制や防災、障害児支援体制の強化など、地域課題の解決に向けた相談支援体制の強化を図ります。

●障害者相談支援事業（市受託事業）

障害のある方やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や障害福祉サービスの利用支援を行うとともに、権利擁護に関する援助などを行います。

●障害児者計画相談支援事業（自主事業）

障害福祉サービス等の利用にあたり、サービス等利用計画の作成等を行います。利用者のニーズを丁寧に聞き取りながら必要なサービスに繋げるケアマネジメントの手法により、障害のある方が自分らしくいきいきと暮らせる生活の実現や適切なサービス利用に向けた支援を行います。

５．高齢者の健康と安心を支える介護予防・介護保険事業及び介護保険関連委託事業の推進

介護保険事業では、高齢者の自立支援を基本とし、居宅サービスや介護予防サービスを提供し、心身の状態に応じた支援を行います。

また、介護予防と認知機能の維持を目的とした通所型の介護予防サービスを実施し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、関係機関と連携しながら支援の充実を図ります。

【介護予防・介護保険事業】

●居宅介護支援事業（自主事業）

要支援・要介護者及び事業対象者が介護（予防）サービス等を適切に利用できるように、居宅介護支援計画等を作成するとともに、介護サービス事業所との連絡調整、情報提供を行います。居宅介護支援計画は、本人や家族の希望を踏まえ、心身の状態に応じた適切な介護サービスが利用できるよう医療機関や関係事業所と連絡・調整を行いながら作成します。

また、市町村から委託を受け、介護認定の新規申請者及び更新申請者に対する介護認定調査を行います。

●訪問介護事業（自主事業）

要支援又は要介護状態となった方が、在宅においてその人の有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活が営めるよう、訪問介護員が支援を行います。

①身体介護　入浴・排せつ・食事等の介護

②生活援助　調理・洗濯・掃除や必要な日常生活の援助

●障害福祉サービス事業（自主事業）

身体障害又は知的障害の方が、在宅において可能な限り自立した日常生活が営めるよう、家事及び身体の介護、外出の介助等の支援を行います。

●介護予防支援事業所金上（自主事業）

勝田第一中学校区内にお住まいの要支援者及び事業対象者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、介護予防支援計画の作成や介護予防サービス事業所との連絡調整・情報提供を行います。

本人や家族の希望を伺いながら、心身の状態に応じた適切な介護予防サービスが利用できるよう支援します。

【介護保険関連受託事業】

●勝田第一中学校区地域包括支援センター（おとしより相談センター)】（市受託事業）

勝田第一中学校区内にお住まいの高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職が、相談対応や関係機関との連携を行い、地域における高齢者支援の充実を図ります。

①総合的な相談窓口（高齢者の実態把握　虐待・権利擁護相談など）

②包括的・継続的なマネジメント（ケアマネジャー間のネットワークの構築・連携、困難事例に対する助言など）

●認知症地域支援推進事業(認知症地域支援推進員の配置)（市受託事業）

認知症の方やその家族が地域で安心して暮らせるよう、医療機関・介護サービス事業所等の関係機関と連携し、認知症カフェや家族のつどいの開催など、様々な支援の実施や相談体制を構築します。

また、認知症サポーター養成講座等の啓発活動を行い、認知症の理解促進などを推進します。

〇担当地区：勝田第一中学校区・大島中学校区

※地域包括支援センター職員と連携し、認知症の方の実態把握や本人・家族の相談支援にあたります。

●通所型予防サービス事業（市受託事業）

金上ふれあいセンターをはじめ、地域のコミュニティセンターなど市内各所において、通所型の介護予防教室を実施し、介護予防の推進を図ります。教室では、主に筋力維持を目的とした体操や認知症予防のための脳トレ運動を中心に、高齢者の健康づくりを支援します。

6. 高齢者が住みよい環境づくり・生きがいづくりと高齢者クラブ活動支援

高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって生活が送れるよう、高齢者を対象とした各種事業の実施と、高齢者クラブ活動の支援をします。

【高齢者事業】

〇社協自主事業・補助事業

●高齢者相談事業（ふたり暮らし高齢者世帯・日中ひとり暮らし世帯訪問）

●金婚祝賀会の開催

●高齢者クラブ育成及び活動支援

〇市受託事業

●生きがい対策事業（高齢者大学、市長杯高齢者スポーツ大会、県参加事業）

●小地域ネットワーク事業

●老人福祉センター（大島荘、みなと荘）の管理運営

7．地域を基盤とした社会福祉事業の推進

地域福祉の推進を図るため、ボランティア活動の支援や災害時の支援体制づくり、広報活動、福祉人材の育成など、地域に根差した社会福祉事業を総合的に推進します。

○自主事業

- ●子ども食堂（地域食堂）支援事業
- ●災害ボランティアネットワーク事業の推進及びリーダー養成研修・災害ボランティア養成講座の実施、災害時対応用品の整備
- ●共同募金（赤い羽根募金・歳末たすけあい募金）運動の推進
- ●社会福祉大会（功労者表彰式及び福祉講演会）の開催
- ●善意銀行の運営
- ●社協だより「福祉ひたちなか」の発行（年 6 回）及びホームページの運営
- ●日常生活用具貸与事業（車いす）
- ●地域活動用及び健康増進用の物品の貸出
- ●多様な福祉事業の展開に向けた福祉人材の確保
- ●職員の資質向上を目的とした研修及び資格取得支援

○市受託事業

- ●地域福祉推進体制整備事業（生活支援体制整備事業）
- ●成年後見制度利用促進に伴う中核機関事業
- ●ファミリー・サポート・センター事業
- ●福祉バス（大型・中型）の管理運営

○福祉施設の指定管理事業

- ●総合福祉センター、那珂湊総合福祉センター、ふれあい交流館、金上ふれあいセンターの管理運営

令和 8 年度からの指定管理期間においても、各施設の適正な管理運営を行うとともに、各施設の設置目的に沿った地域福祉活動の拠点としての機能を十分に発揮できるよう取り組みます。支部福祉活動やサロン活動、ボランティア活動など社協事業と連動した施設活用を推進し、地域住民が気軽に集い交流できる施設づくりを進めます。

また、SNS などを用いた福祉情報の発信や地域活動団体との連携を図りながら、誰もが参加できる講座やイベントを実施し、地域住民の健康増進や生きがいづくりを支援します。

さらに、フリースペースの充実や施設環境の整備を進めることで、施設利用の更なる促進と地域福祉活動及び地域コミュニティの活性化を図ります。